

(様式第2号)

平成26年度第7回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成26年10月9日(木) 9:30 ~ 12:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 武田 雄三 委 員 岩本 洋子 委 員 大久保 規子 欠席委員 伊藤 明子 欠席委員 大月 一弘 事 務 局 田中課長, 吉田係長, 山西主事補, 中島主事補
事 務 局	文書統計課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者4人中4人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからウ及びオの異議申立ての案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

イ 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

ウ 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について

エ 芦屋市庁舎内の防犯カメラの設置及び管理に関する要綱（案）について

オ 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

(1) 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について

ア 事務局より説明を行った。

イ 部分開示決定及び不開示決定の妥当性について審議を行った。

ウ 継続審議とした。

(2) 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について

ア 事務局より説明を行った。

イ 不開示決定の妥当性について審議を行った。

ウ 継続審議とした。

(3) 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について

ア 次回審議とした。

(4) 芦屋市庁舎内の防犯カメラの設置及び管理に関する要綱（案）について

芝池会長 公開の議題4について審議いたしますので、事務局は説明をお願いします。

田中課長 芦屋市庁舎内の防犯カメラの設置及び管理に関する要綱を制定するに当たり、事前に審査会から要綱案について御意見をいただき、その御意見を反映させたうえで、要綱を制定したいと考えております。

それでは、再度要綱案を読ませていただきます。

(要綱案朗読)

芝池会長 はい、どうもありがとうございました。それでは前回の審査会で出た御意見を踏まえて再度考えましょう。

大久保委員 要綱第3条第3項の「個人情報の保護に努めなければならない。」は、不要だと思います。

岩本委員 要綱第6条は、主語がなく主体がわかりにくい箇所がありますので明確にすべきです。また、語尾の使い方に統一性がありません。

大久保委員 同じ意見です。「～するものとする。」という努力義務規定になっているものは、「～しなければならない。」という義務規定にした方がよいでしょう。

芝池会長 第9条に関しては、「他の情報と照合し」という文言を、「顔写真その他の情報と照合し」とし、市民から開示請求があった場合に、画像が本人であることの確認を慎重に行っていただくことにしましょう。

審査会としては、以上のような各委員の御意見を基に現在の要綱案の第3条、第6条、第9条の修正の必要性を指摘することとします。

- (5) 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について
ア 次回審議とした。

閉会